

官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会（第13回）議事概要

1 日時

平成19年12月4日（火）12：30～14：37

2 場所

総理官邸2階小ホール

3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

秋池玲子、金丸恭文、田中一昭、中野雅至、野村修也、長谷川幸洋

（政府）

渡辺喜美公務員制度改革担当大臣、山本明彦内閣府副大臣、
福井良次行政改革推進室長、株丹達也行政改革推進室次長

4 議事次第

（1）開会

（2）「官民人材交流センターの制度設計について（報告）（素案）」について

（3）自由討議

（4）閉会

5 議事の経過

冒頭、秋池委員、金丸委員及び野村委員から提出された素案についての意見について、それぞれの委員から説明がなされた。

これに対する各委員の意見の概要は以下のとおり

・野村委員から、センターの組織について、以前配布された関係資料等ではセンターの機能が見えないため、例えば、キャリアデザインや研修支援等センターの有する機能に対応できる人を配置するなど、組織として工夫する必要がある。また、同資料では、「コンプライアンス室長」を設置しているが、現行の同様な組織名称と合致するよう「法令等遵守調査室長」という名称にしたかどうかという意見があった。

・金丸委員から、我々は国民の目線で官房長官等に進言する立場であり、具体的な人事を命令する権限があるわけではないため、「副センター長及び幹部については、民間から登用するように・・・」などとしてもよいのではないかという意見があった。

田中座長から、随意契約先等への再就職の支援の在り方について議論したい旨の発言があった。

これに対する各委員の意見の概要は以下のとおり

・野村委員から、本来は特命随契は厳格なルールがあるはずだが、概念がグレーになってしまっている。競争性のある随意契約といっても、条件の設定次第では1社のみに応募企業が絞られてしまう場合もある。「座長メモ」の案も一案だとは思いますが、第三者機関が何を「不適切な契約」とするかが不明確であり、現時点では同案で機能するかどうか未知数であるため、何らかの明確な基準を示すべきではないかという意見があった。

・田中座長から、総理の指示により設置された「第三者機関」をこの懇談会があたかも機能するかどうか分からないことを前提にした提案はいかなものかという意見があった。

・金丸委員から、国の取引のお金の出どころは税金であり、税金の支払先と再就職の因果関係について国民の不信感を招いていることから、一定の取引を継続して行っているような組織には再就職支援をすべきではないと考える。各省等では随意契約といっても必要かつ適正であるから行っていると主張しており、その正当性を証明するためにも、随意契約先にはセンターが再就職させるべきではない。随意契約先には再就職させないとした場合、非営利法人についてはどのくらいの影響があるのか、また、随意契約先に限らず、取引額が大きな民間企業もやめるべきであると考え、その場合、どのくらいの影響があるのかとの意見があった。

・野村委員から、第三者機関による「適」「不適」という判断を問わず、額が多い随意契約先への再就職支援はやめるべきという意見があった。

・中野委員から、随意契約を規制するに当たっては座長メモの考え方に近く、強弱をつけるべきと思うが、どのくらい契約があるのか実態がよく分からない。随意契約先をすべてやめるとすると、現行の事前規制を廃止し、事後的な行為規制を導入するという今般の法改正の意味がなくなるのではないかという意見があった。また、事前規制も併せて行うとした場合、公務員は再就職するなということにもなりかねないくらい厳しいのではないかという意見があった。

・野村委員から、今回の改正のねらいは押し付け的あっせんをなくすことであり、再就職を受け入れるなら随意契約を結ぶというのが暗黙の押し付けになっている。随契先にあっせんしないというのは、改正の趣旨にかなっている。また、事後規制だけでは押し付け的あっせんが解消されるわけではなく、別の形で改革を講じていく必要があるという意見があった。

< 文責：内閣官房行政改革推進室（速報のため事後修正の可能性あり） >